

■議案第4号 町道轟崎葛籠川線 道路改良工事請負契約の一部を変更する契約の締結について

【要旨】

平成27年9月9日に議会の議決を受けた「平成27年度 町道轟崎葛籠川線道路改良工事」に係る工事請負契約について、次のとおり工事請負契約の一部を変更する契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものです。

【工事請負契約の変更契約締結内容】

工 事 名	平成27年度 防安全第17-1号 町道轟崎葛籠川線道路改良工事
工 事 場 所	四万十町 大正 地内
契 約 の 金 額	50,112,000円（内消費税3,712,000円）
変更契約金額	59,198,040円（内消費税4,385,040円）
増 減 額	9,086,040円（内消費税 673,040円）
契約の相手方	高知県高岡郡四万十町大正230番地8 株式会社 田邊建設 代表取締役 田邊 一也

【変更内訳】

変更内容	変更理由
落石防止網工	当初計画ではアンカー設置箇所の地盤は岩盤と想定していたが、現地調査の結果、最上段横ロープアンカーの設置箇所の地盤が土砂であるため、岩盤用を土砂部用アンカーに変更する。
木根等処分費	施工に伴い発生する支障木の処分費を追加し変更する。

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

〔議決事件〕

第 96 条 普通地方公共団体の議決は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

5 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

〔議会に議決に付すべき契約〕

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規程により
議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 5,000 万円以上の工事又は
製造の請負とする。